

VII 航空防除等実施基準

1 有人ヘリコプターによる農薬散布等実施基準

有人ヘリコプターによる農薬散布等を実施する場合は、国の定める「農林水産航空事業の実施について」により、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」を踏まえつつ、円滑かつ適正な事業の実施に努める。

農作物に対し、航空防除を実施する場合の使用農薬については、空中散布用として農薬取締法第2条の登録を受けた薬剤を農薬使用基準等を遵守して使用する。農薬には、有効成分の違いのほか、剤型・粒径が異なる剤があるので、防除の実施目的と防除実施区域及び周辺環境を考慮して適切な薬剤を選定する。また、すべての農薬には、剤ごとのほか、成分ごとの使用回数にも上限が定められているので、当該農薬と同一の有効成分を含む農薬の総使用回数についても、農薬容器のラベルを確認して使用する。

なお、森林に対する航空防除については、上記のほか、関係機関の指導のもと「森林病虫害等防除法」等の関係法令等を遵守する。

2 無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬散布実施基準

無人ヘリコプター及び無人マルチローターにより農薬散布を実施する場合は、農薬取締法のほか、国の定める、『「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（以下「国ガイドライン」という）』及び県の定める「宮城県無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」等を遵守し、安全かつ適正な事業の実施に努める。

薬剤の選定にあたっては、無人航空機用として登録を受けた薬剤を農薬使用基準等を遵守して使用する。また、使用方法が「散布」、「雑草茎葉散布」、「全面土壌散布」等と記載されている農薬は、無人マルチローターを含め散布機器の選択に制限をつけるものではなく農薬使用者の自立的な判断に任されている（平成31年2月22日付30消安第5541号消費・安全局農産安全管理課長通知「農薬の使用方法の表示及び提出を要する試験の取扱いについて」）。

なお、無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬散布を行う操縦者は、事前に国土交通大臣の許可・承認を受け、作業を行う際には、許可書又は承認書の原本又は写しを必ず携行する。

1) 無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬散布を行う際の留意事項

(1) 危被害防止対策

ドリフト等を防ぐため、架線等の危険箇所、実施除外区域、飛行経路並びに操縦者及び補助者等の経路をあらかじめ実地確認するなど、実施区域及びその周辺の状況把握に努めるとともに、必要に応じて危険箇所及び実施除外区域を示す標識を設置すること。

特に、周辺農作物の収穫時期が近い場合、実施地域周辺において有機農業が行われている場合又は学校、病院等の公共施設、家屋、水道水源若しくは蜂、蚕、魚介類の他水産動植物の養殖場等が近い場合など、農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払う。

(2) 散布飛行の方法

操縦者は、機体等メーカーが取扱説明書等に記載した散布方法（飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速）を参考に散布を行う。取扱説明書等に記載がない場合は、標準的な散布方法として策定された以下の散布方法により実施する。

標準的な散布方法（国ガイドラインより）

	無人ヘリコプター	無人マルチローター
飛行高度	作物上 3～4 m以下	作物上 2 m以下
散布時風速	地上 1.5 mにおいて 3 m/s 以下	
飛行速度及び飛行間隔	機体の飛行諸元を参考に農薬の散布状況を随時確認し、適切に加減する。	

2) 事故への対応

(1) 事故発生の未然防止

散布前に危険箇所や除外地区等の現地情報を書き込んだほ場地図、周辺地図を関係者で共有し、現地確認を行う等、事故発生の未然防止に努めるとともに、操縦者及び補助者等の安全にも十分留意する。

また、万一事故が発生した場合の緊急連絡先等も事前に共有しておく。

(2) 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合は、救急、消防、警察、鉄道、電気事業者等、緊急に対応が必要な関係者に大至急連絡をとって対処する。

(3) 事後対策

無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布に伴う事故については、「宮城県無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」に基づき事故報告書の作成、報告を行うとともに、県が定める「宮城県無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布時に生じた事故発生後の取扱いについて」に基づいて関係者と連携し、事故の実態を把握して原因を解明し再発を防止する。

※無人航空機とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に定められており、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とされている。